

【第30回大会延期に伴う認定描画療法士資格更新に関わる特例措置について】

認定描画療法士資格更新につきましては、通常通りの申請受付を行いますとともに、大会延期に伴い、要件を満たさない方を対象に以下の対応を行います。該当の方は「特例措置申請書」をご提出くださいますようお願い申し上げます。

2020年度に更新申請予定で、第30回大会延期に伴い更新要件を満たすことができない場合

- ①特例措置申請書に必要事項をご記入のうえ、2020年12月30日（当日消印有効）までに、資格研修事務局へご郵送ください。
- ②資格研修委員会にて特例の申請が認められますと、現在の資格の有効期限を1年間延長し、2022年3月31日までとさせていただきます。
- ③2021年の申請期間内に、更新の手続きをお願いいたします。
- ④資格研修委員会にて更新が認められますと、2022年4月1日～2026年3月31日（4年間）の認定証を交付いたします。

2020年度現在、更新保留中で、第30回大会延期に伴い更新要件を満たすことができない場合

- ①特例措置申請書に必要事項をご記入のうえ、2020年12月30日（当日消印有効）までに、資格研修事務局へご郵送ください。
- ②資格研修委員会にて特例の申請が認められますと、保留期間を1年延長することができます。
- ③2021年の申請期間内に、更新の手続きをお願いいたします。
- ④資格研修委員会にて更新が認められますと、以下の通り認定証を交付いたします。
 - 有効期限が2020年3月31日までで現在1年保留中の方
特例の申請をされ2021年に更新手続きをされた場合は、2022年4月1日～2025年3月31日（3年間）の認定証を交付いたします。
 - 有効期限が2019年3月31日までで現在2年保留中の方
特例の申請をされ2021年に更新手続きをされた場合は、2022年4月1日～2024年3月31日（2年間）の認定証を交付いたします。

※更新の要件を満たしておられる方は、例年通りの更新申請が可能です。HPに記載の更新申請の手順をご確認のうえ、申請期間内（2020/11/30～12/30）にお手続きください。更新申請が認められますと2021年4月1日～2026年3月31日（5年間）の認定証を交付いたします。

※新規申請につきましては、特例措置はございません。HPに記載の新規申請の手順をご確認のうえ、申請期間内（2020/11/30～12/30）にお手続きをお願いいたします。